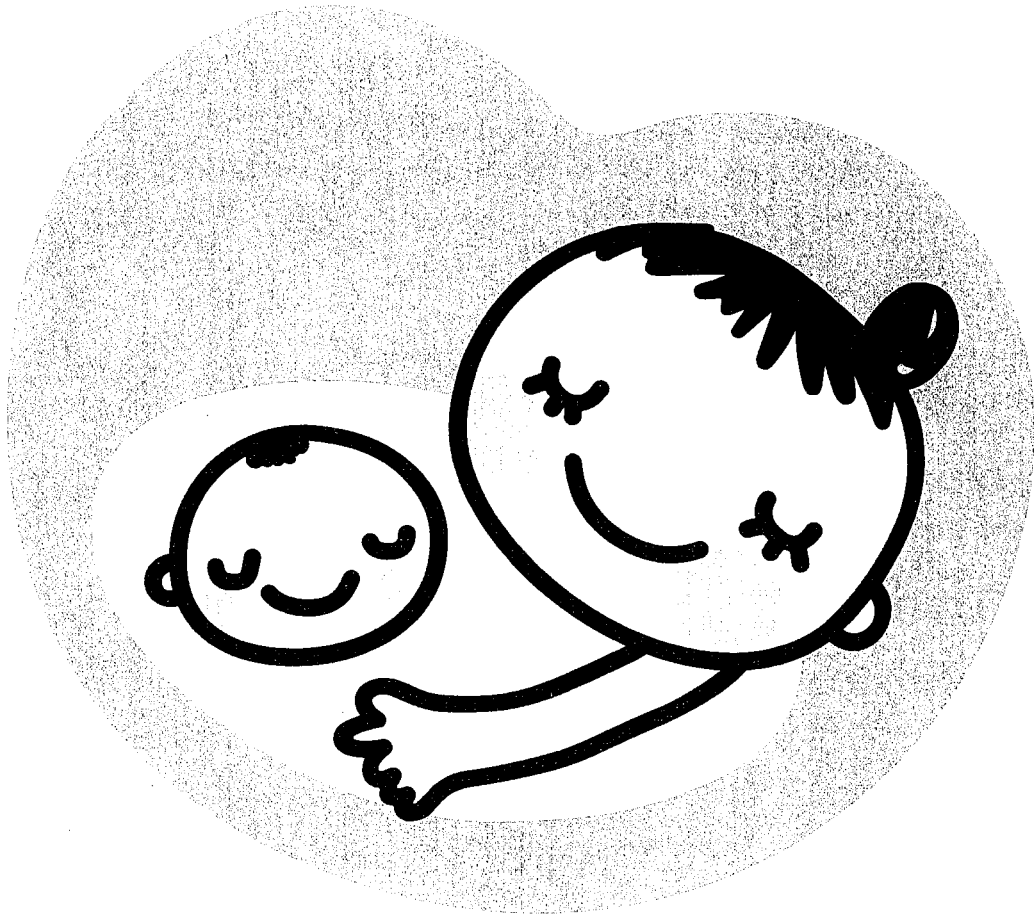


妊産婦さんへの思いやりを マークにしました

「電車・バス等では、優先して席を譲る。乗降時に協力する。」
 「近くでの喫煙は、控える。」「お手伝いしましょうか? のやさしい一言。」など、
 妊産婦さんへの思いやりある気遣いをお願いいたします。



このマークは、「健やか親子21」推進検討会において
 選ばれた最優秀作品です。

妊産婦さんへの思いやり

妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期です。
 しかし外見からは、妊婦であるかどうか判断しにくかったり、「つらい症状」がある場合もあります。
 もしも、あなたの住んでいる街や職場などで、このマークを付けているお母さんを見かけたら、
 皆さんからの思いやりある気遣いをお願いいたします。ご協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

マタニティマークは、厚生労働省のHPから自由にダウンロードできます。詳しい活用方法や内容についてもこちらをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

* 妊産婦の方は、プリントアウトしたものをキーホルダーなどに貼付してご利用ください。



健やか親子21

健やか親子21は、
 2001～2010年の
 母子保健の
 国民運動です。

厚生労働省

「広がるやさしさ。あなたの街のマタニティマーク。」ポスター掲示にご協力ください!

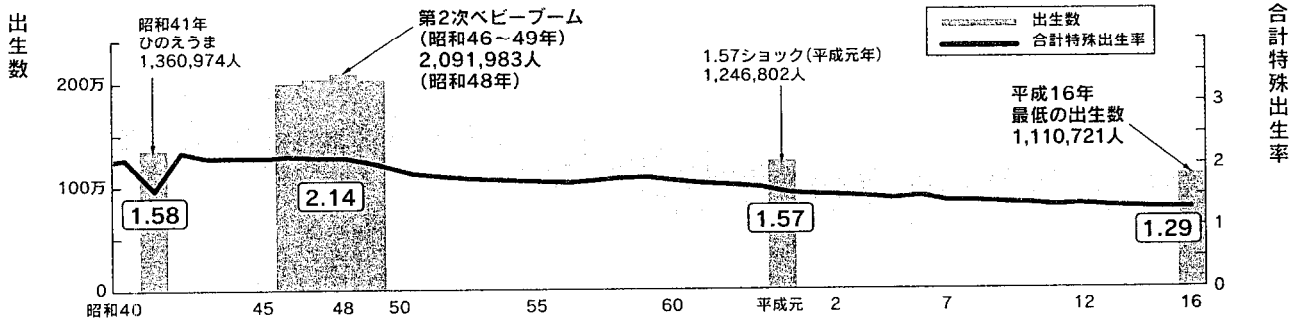
上記HPよりダウンロードしたポスターを公共機関・職場・お店などが集まる所などで掲示して頂けるよう
 協力をお願いしています。また今回の取組のきっかけとなった様々なマークについてもご覧になれます。

みんなで作ろう。 未来のお母さんと赤ちゃんにやさしい環境。



深刻な日本の少子化問題

現在、日本は急速に少子化が進行しています。出生数は平成16年に1,110,721人、合計特殊出生率は1.29と、いずれも過去最も低い水準を更新しています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

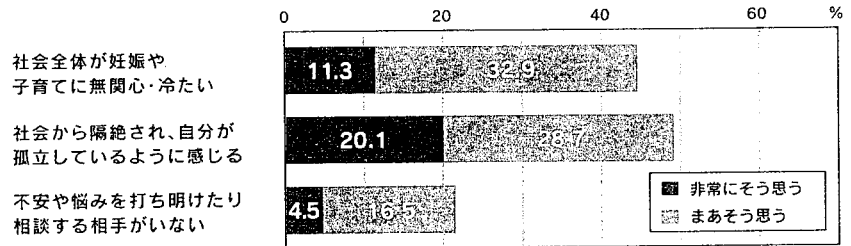
どうしてサポートが必要なの？

〈みんなで応援する子育て〉多くのお母さんたちは、子育て期間中に孤独感や負担感を訴えています。子育てにやさしい社会環境を築くために、皆さん一人ひとりの理解と協力が必要です。

子育て支援と地域の連帯

平成16年の意識調査によると、多くのお母さんは妊娠から子供が3歳になるまでの期間、孤独を感じ子育てを行っています。今後は、気軽に利用できる子育て支援センターなどの整備とともに、周りの人たちがいつでも暖かい手をさしのべる、お母さんと赤ちゃんにやさしい街づくりが求められています。

妊娠中又は3歳未満の子どもの母親の意識(平成16年調査)



多くの母親が孤立感の中で子育てを行っている

資料：(財)こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(回答1069人)

どんなサポートが必要なの？

〈みなさんへのお願い〉妊娠中、特に初期のお母さんは、妊婦であるか判断しにくかったり、「つらい症状」がある場合もあります。あなたの住んでいる街や職場などで、妊産婦さんはもちろん子育て期間中のお母さんを見かけたら、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いいたします。

妊娠中又は3歳未満の子どもの母親の意識(平成16年調査)

外出先で困ること、周りの人たちに手助けしてもらいたいこと。

- 1位 階段の上り下り/エレベーターやスロープがない/段差が多い(225人)
- 2位 バスや電車で席を譲ってもらえない(93人)
- 3位 歩きタバコ/タバコの煙/禁煙対策が遅れている(66人)

外出先で手助けされたり、勇気付けられたりして嬉しかったこと。

- 1位 バスや電車で席を譲ってくれた(205人)
- 2位 ベビーカーを運んでくれた/たたんでくれた(183人)
- 3位 子供をあやしてくれた/話かけてくれた/見守ってくれた(121人)

資料：(財)こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(回答1069人)

未来のお母さんと赤ちゃんをみんなのやさしさをサポートしましょう!



食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値（平成22年度）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加
70%（平成17年度）→90%以上
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生4%（平成12年度）→0%
20歳代男性30%、30歳代男性23%（平成15年度）→いずれも15%以下
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加
21%（平成16年度、食材数ベース）→30%以上
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上
- (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加
80%以上
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
- (7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
60%以上
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県100%、市町村50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

- 生活リズムの向上
朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等
- 子どもの肥満予防の推進
栄養・運動両面からの肥満予防対策等
- 望ましい食習慣や知識の習得
学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等
- 栄養教諭を中核とした取組
栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等
- 青少年及びその保護者に対する食育推進
青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

- 指導体制の充実
栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等
- 子どもへの指導内容の充実
学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等
- 学校給食の充実
学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等
- 食育を通じた健康状態の改善等の推進
食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等
- 保育所での食育推進
保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等
- 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等
- 専門的知識を有する人材の養成・活用
管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等
- 健康づくりや医学教育等における食育推進
医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等
- 食品関連事業者等による食育推進
食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

- 食育月間の設定・実施
食育月間の設定(毎年6月)による重点的・効果的な運動等
- 継続的な食育推進運動
食育の日の設定(毎月19日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等
- 各種団体等との連携・協力体制の確立
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等
- 農林漁業者等による食育推進
農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等
- 地産地消の推進
地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等
- バイオマス利用と食品リサイクルの推進
バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ボランティア活動等における取組
食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等
- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等
- 専門調理師等の活用における取組
高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用
- 関連情報の収集と発信

- 食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信
- 知的財産立国への取組との連携
- 食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- リスクコミュニケーションの充実
 - リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発
- 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
 - 食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等
- 基礎的な調査・研究等の実施
 - 国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等
- 食品情報に関する制度の普及啓発
 - 食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等
- 地方公共団体等における取組の促進
 - 地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
- 食育の海外展開と海外調査の推進
 - 食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等
- 国際的な情報交換等
 - 海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。